

4. 誘導区域

4 誘導区域

4-1 誘導区域とは

本計画では、都市機能誘導区域、居住誘導区域を設定します。

「都市機能誘導区域」とは、医療・福祉・商業等の都市機能を都市の中心拠点や生活拠点に誘導し集約することにより、これら各種サービスの効率的な提供を図る区域です。

また、都市機能誘導区域では、区域内における生活利便性の向上に資する「誘導施設」を設定します。

一方、「居住誘導区域」とは、人口減少の中にあっても一定のエリアで人口密度を維持することにより、生活サービスや地域コミュニティが持続的に確保されるよう居住を誘導すべき区域です。

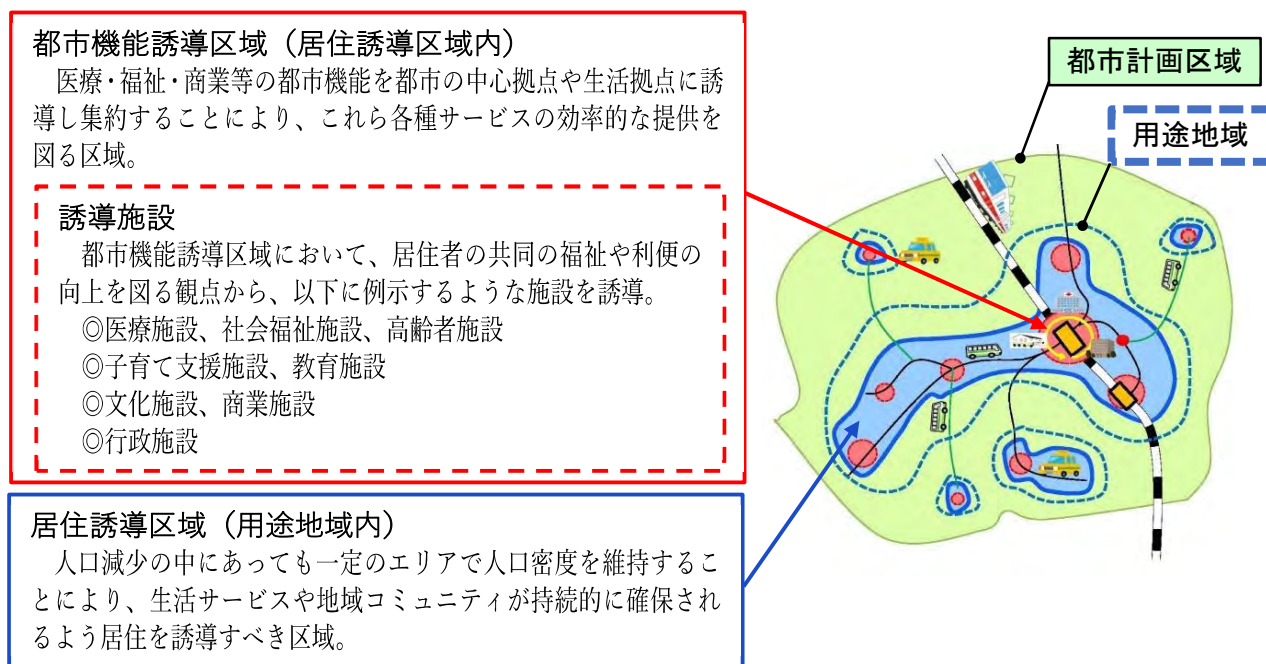


図 立地適正化計画のイメージ

4-2 目指すべき都市骨格構造

誘導区域の検討にあたり、本市が目指すべき都市骨格構造を以下に示します。

本市では、まちづくりの方針を踏まえ、コンパクトで利便性の高い中心市街地の形成と、中心市街地と郊外部・中山間を連絡する公共交通の充実・強化などによる市域全体での住環境の維持などに向けた都市骨格構造の構築を目指します。

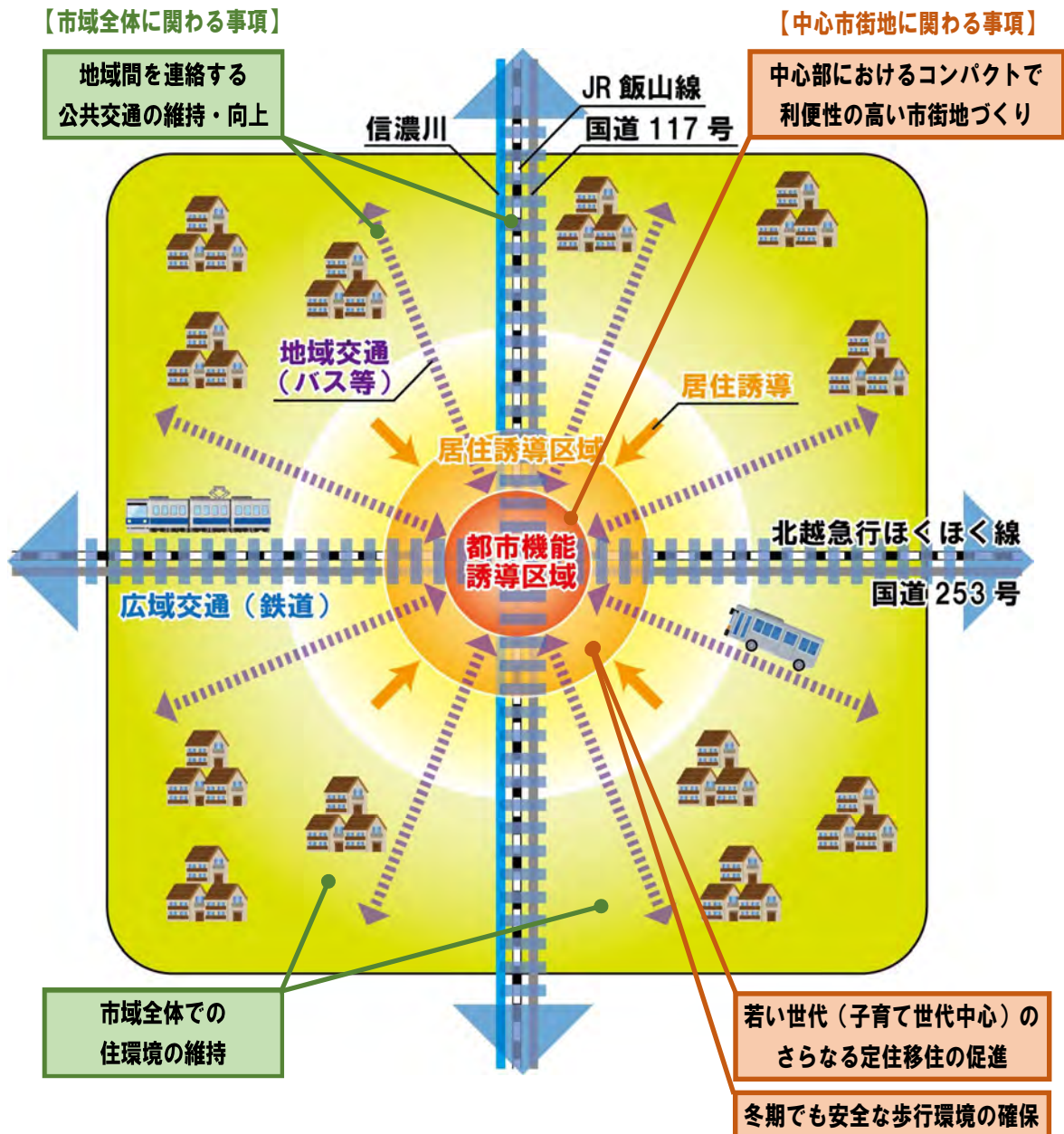


図 目指すべき都市骨格構造

4. 誘導区域

4-3 都市機能誘導区域・居住誘導区域

目指すべき都市構造を実現するため、魅力的な都市機能の維持・集積を図る「都市機能誘導区域」と、誰もが快適で安全・安心に暮らせる「居住誘導区域」を、以下の考え方にに基づき、設定します。

(1) 都市機能誘導区域（面積：119ha、用途地域のうち 18.6%）

【区域設定の考え方】

① 中心市街地活性化基本計画の区域を基本

- 本市では、中心市街地活性化基本計画などに基づき、中心市街地における商店街の整備や、賑わいや交流に寄与する各種施設（都市機能）の整備など、中心市街地の魅力向上につながる取組を重点的に実施してきています。
- このように、これまでの中心市街地における取組を踏まえながら、中心部の更なる活性化に向けた魅力的な都市機能の維持・集積を図るため、都市機能誘導区域については、中心市街地活性化基本計画の区域を基本としつつ、各種都市施設の立地状況を勘案した範囲とします。

(2) 居住誘導区域（面積：251ha、用途地域のうち 39.2%）

【区域設定の考え方】

① 都市機能誘導区域の周辺を基本

- 都市機能誘導区域内には、行政、医療、教育・文化等の都市機能が集積しており、高齢者や子育て世代をはじめ、市民にとって生活利便性の高い区域です。
- そのため、居住誘導区域は、都市機能誘導区域の周辺を基本とし、自家用車以外でも都市機能誘導区域内の各種施設を利用できる、歩いて暮らせるまちづくりを想定した限定的な範囲とします。

② 公共交通利用圏内に概ね包含された範囲

- 居住誘導区域内はもとより、広域的な市内各所への移動および市外への移動が容易で利便性が高い、公共交通利用圏内（十日町駅から半径 800m、バス停から半径 300m）に概ね包含された範囲とします。

③ 区域の境界は、原則、道路等の地形・地物の境界を基本とし、危険な区域は除外

- 区域の境界は、原則、道路等の地形・地物の境界を基本としますが、土砂災害警戒区域、浸水想定区域、雪崩危険区域は原則、除外します。
- ただし、誘導区域の一部は土砂災害警戒区域のイエローゾーン、雪崩危険区域に指定されている区域を含みますが、防災指針において対策等を検討することにより、誘導区域に含めるものとします。

4. 誘導区域

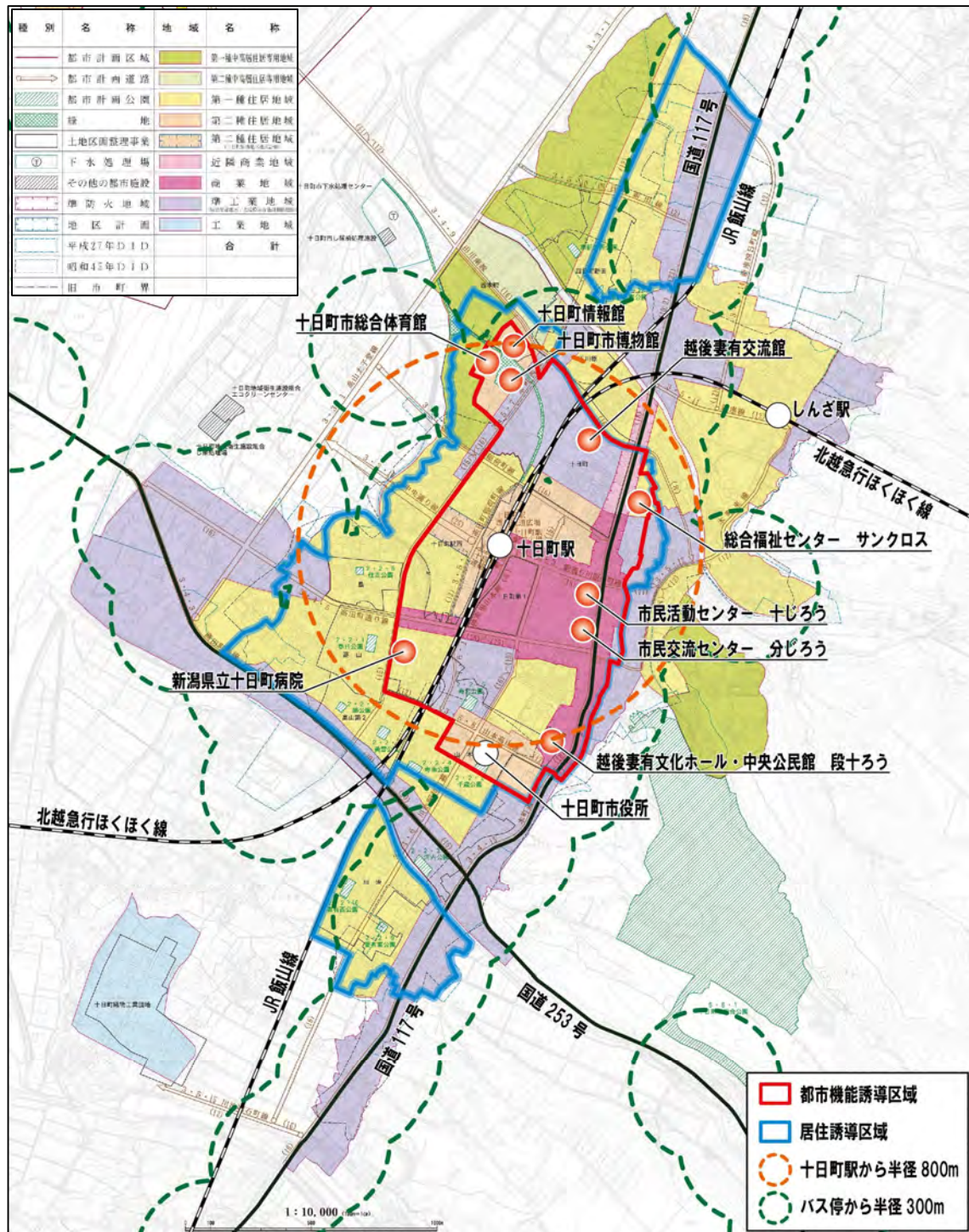


図 都市機能誘導区域・居住誘導区域

4. 誘導区域

4-4 誘導区域外のまちづくりの方向性

本市では、「まちづくりの方針」で示したように、中心市街地に限らず、郊外部や中山間それぞれの地域特性を生かした持続可能な都市構造を維持していくことを目指しています。

そのため、誘導区域外については、市域全体を対象とした、本市のまちづくりの総合的な指針となる「十日町市都市計画マスタープラン」において地域拠点を位置付け、各地域拠点について“地域整備の方針”等を整理します。これに基づいたまちづくりを推進するとともに、公共交通の利便性の向上などを図りながら、住環境の維持・保全を図っていきます。（都市計画マスタープランにおける将来都市構造図（再掲）の概要は下図のとおり）

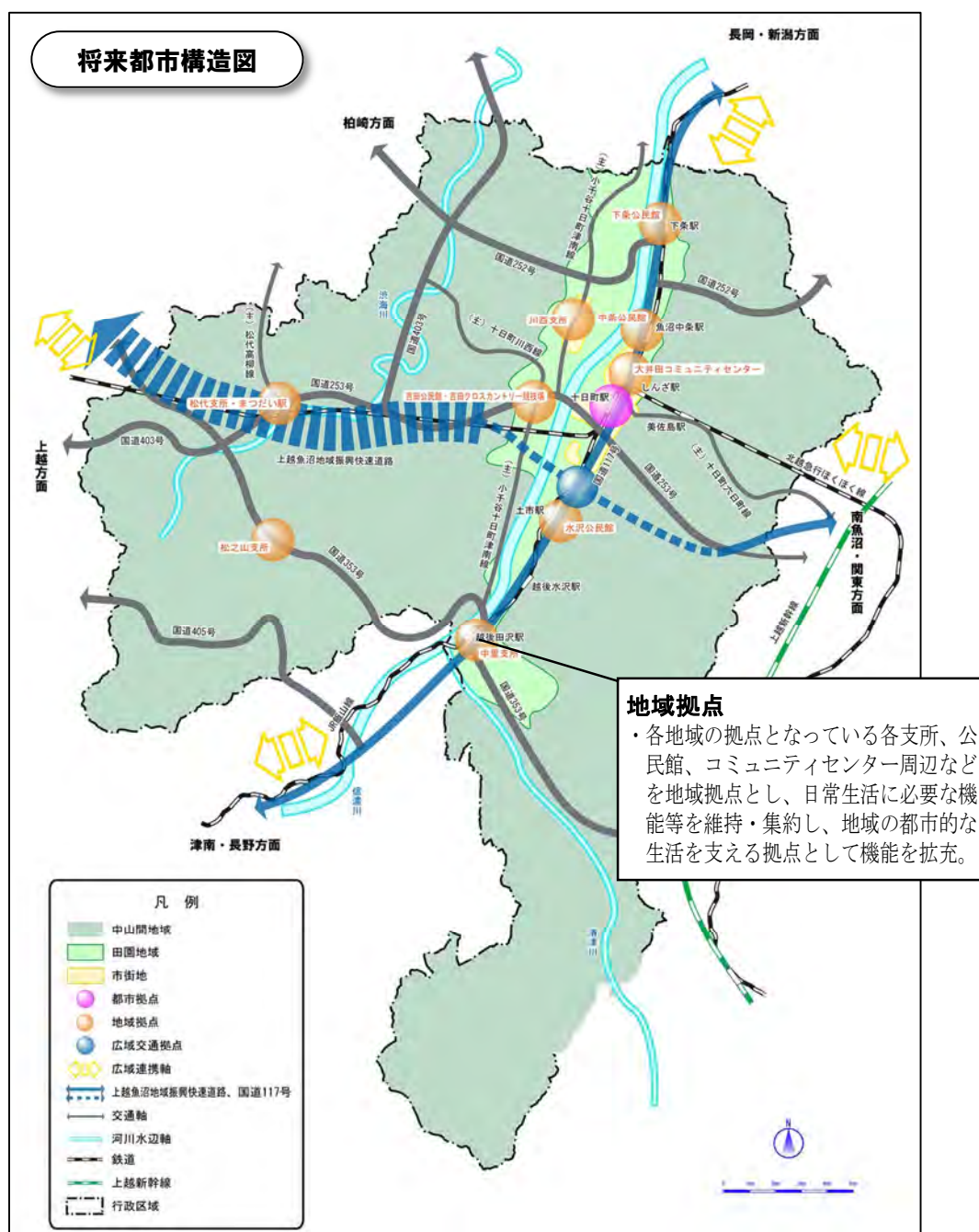


図 十日町市都市計画マスタープランにおける将来の都市構造

～地域拠点のイメージ～

- ・誘導区域外においては、これまで生活してきた愛着のある地域に住み続けることができるようにするため、地域拠点に商業、子育て、教育、介護福祉などの日常的な生活に必要な都市機能の維持・確保を図ります。
- ・さらに、地域公共交通計画との連携を図りながら、中心市街地に形成された都市拠点や周辺の地域拠点等へ行き来しやすくするため、公共交通ネットワークの維持・確保を図ります。

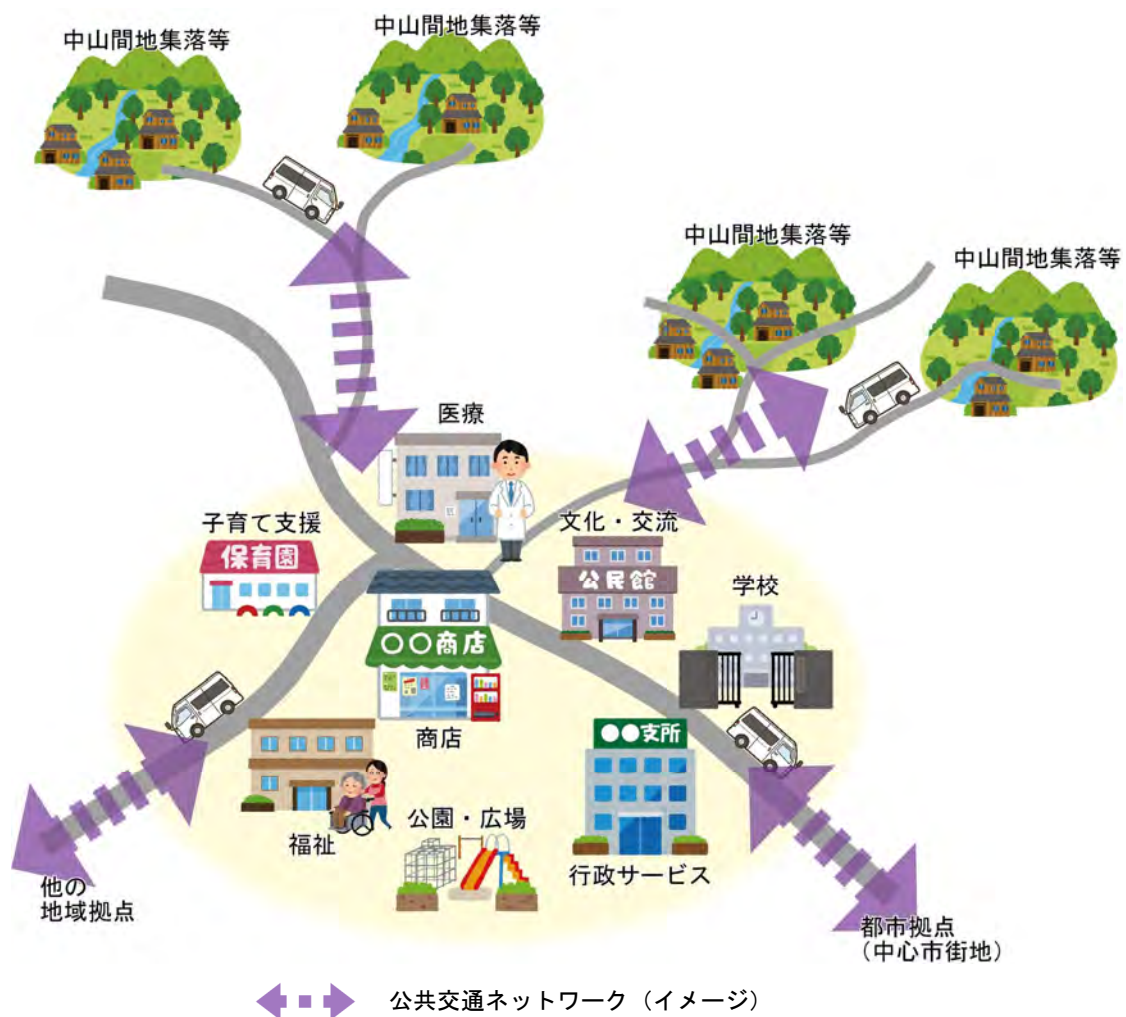


図 地域拠点のイメージ